

電気通信大学教育研究職員の採用及び昇任のための選考基準

平成16年 4月 1日

改正

平成16年 7月14日

平成19年 4月 1日

平成23年 3月29日

教育研究職員の基準

- 1 教授については、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について選考を行う。
 - (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
 - (2) 研究上の業績が(1)の者に準ずると認められる者
 - (3) 大学において教授、准教授又は講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
 - (4) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていと認められる者
 - (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 2 准教授については、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について選考を行う。
 - (1) 1のいずれかに該当する者
 - (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
 - (3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
 - (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 3 講師については、次のいずれかに該当する者について選考を行う。
 - (1) 1又は2に規定する教授又は准教授となることのできる者
 - (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
- 4 助教については、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者について選考を行う。
 - (1) 1又は2のいずれかに該当する者
 - (2) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- 5 助手については、次のいずれかに該当する者について選考を行う。
 - (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - (2) 上記の者に準ずる能力を有すると認められる者

人事の基本方針

- 1 教員の選考に当たっては、教育研究評議会と学術院教授会は連携、協力を行うものとする。
- 2 教員の選考は、原則、公募制によるが、特に必要と認められた場合には招聘あるいは内部昇任もあり得るものとする。優れた人材の確保に努力すると共に、人事の透明性、公平性を確保する。
- 3 教員、特に教授の選考に当たっては、研究業績だけでなく、教育実績、学外活動の状況等にも十分な配慮をする。
- 4 教育研究の活性化を図るため、若手人材受け入れを積極化する。
- 5 教授の選考に当たっては、本学以外の教育、研究機関又は企業等に在籍し、教育、研究に関する勤務を経験していることを原則とする。
- 6 人材の多様化に努める。また、人事の国際化を進め、性別にとらわれない採用を行う。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年7月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。